

令和4年 第10回

小樽市農業委員会議事録

小樽市農業委員会

1 開催日時 令和4年12月22日(木) 午前10時00分

2 公示日 平成4年12月13日

3 開催場所 旧小樽市公設青果地方卸売市場内会議室

4 出席委員 (12人)

会長	14番	北島	吉治
委員	1番	江南	繁壽
	2番	川畑	正美
	4番	田口	玲子
	5番	今堀	政藏
	6番	木露	正敏
	8番	佐々木	晴男
	9番	岩部	利治
	10番	浜谷	礼子
	11番	千葉	進
	12番	三國	幸一
	13番	古里	和夫

5 欠席委員 (2人)

3番	中橋	義則
7番	本間	俊一

6 議事日程

< 議案 >

(農地係)

- ・ 議案第1号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定について(使用貸借)』
- ・ 議案第2号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定について(賃貸借)』

< 報告 >

(農地係)

- ・ 報告第1号『令和4年度農地利用状況調査の結果について』

○その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長 海谷 昌弘

振興係長 干場 諭

農地係長 世戸 幹彦

振興係員 星田 洋

農地係員 光野 雅士

8 会議の概要

事務局長	<p>ただ今から、令和4年第10回小樽市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、中橋委員、本間委員が欠席となっています。出席委員は、14名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、小樽市農業委員会会議規則第9条の規定により、以降の議事の進行は、北島会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>小樽市農業委員会会議規則第10条に規定する議事録署名委員に9番岩部委員、13番古里委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定について（使用貸借）』を上程します。</p> <p>なお、委員は、本件についての当事者であることから、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限を受けますので、退席願います。</p> <p style="text-align: center;">【委員 退席】</p> <p>それでは、本件について事務局から説明願います。</p>
事務局 (振興係長)	<p>議案第1号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定について（使用貸借）』についてご説明いたします。</p> <p>御手元に配布いたしました審議資料にもとづき説明させていただきます。</p> <p>申請人ですが、貸手を〇〇町〇〇さん、借手を〇〇丁目〇〇さんとした農用地利用集積計画を定めたい旨 本年12月1日付で申請がありました。集積計画の内容についてですが、右に示した〇〇、同じく〇〇の一部、合計2筆4,978㎡の使用貸借となっております。</p> <p>貸借期間は、来年1月1日から令和9年12月31日の5年間です。なお、これまでもすでに使用貸借契約が行われてきたものであります。</p> <p>借手〇〇さんの経営状況については、奥様と2人で経営を行い、外国人実習生や農繁期には臨時を雇い入れ、938アールでの</p>

	<p>耕作を行っているものです。</p> <p>保有農機具は記載のとおりであり、今回の利用集積に当たって現在保有している面積は田、畑外、記載のとおりです。</p> <p>経営意向については、本市農業委員、認定農業者、北海道指導農業士として活躍されており、農作業には精力的に取り組んでいますし、当該土地の借入については問題のないものとして考えております。</p> <p>次に、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に基づく調査がありますが、貸借する農地全てを効率的に利用できること、農作業に常時従事できること、継続的安定的に経営ができることは問題ないものと考えています。下段 2 つの法人、当該土地が共有ではないことから該当いたしません。</p> <p>以上、説明させていただきました。提案どおり決定いただきますようご審議方お願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありました。御意見、御質問がありましたら、お願いします。何かございますか。</p>
委員 一同	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>ないようでしたらこのとおり決定させていただきます。</p>
	<p>次に、議案第 2 号『農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく農用地利用集積計画の決定について(賃貸借)』を上程いたします。</p>
	<p>なお、〇〇委員は、本件についての当事者であることから、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限を受けませんので、退席願います。</p>
	<p>【〇〇委員 退席】</p>
	<p>内容について、事務局より説明願います。</p>
事 務 局 (振興係長)	<p>議案第 2 号農用地利用集積計画（賃貸借）についてご説明いたします。</p>
	<p>御手元に配布いたしました審議資料にもとづき説明させていただきます。</p>
	<p>1 申請人ですが、貸手を〇〇丁目〇〇さん、借手を〇〇丁目〇〇さんとした農用地利用集積計画を定めたい旨本年 12 月 12 日付で申請がありました。</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>事 務 局 (農地係長)</p> <p>議 長</p> <p>委 員 一 同</p> <p>議 長</p>	<p>2 集積計画の内容についてですが、示しました〇〇のうちほか5筆、合計6筆 10,981 m²の賃貸借となっております。</p> <p>賃貸借期間は、来年1月1日から令和9年12月31日の5年間です。賃借料は10aあたり10,000円、年間110,000円を賃借料といたします。</p> <p>これまでもすでに賃貸借契約が行われてきたものであります。</p> <p>借手〇〇さんの経営状況及び経営意向については、先ほどの説明と重複いたしますので省略させていただきます。</p> <p>次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく調査がありますが、賃借する農地全てを効率的に利用できること、農作業に常時従事できること、継続的安定的に経営ができることは問題ないものと考えています。下段2つの法人、当該土地が共有ではないことから該当いたしません。</p> <p>以上、御説明させていただきましたが、提案どおり決定いただきますよう御審議方よろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今、事務局より説明がございました。この案件につきまして、何か御意見・御質問はございますか？</p> <p>〇〇さんは営農していないのですか？</p> <p>〇〇さんは営農しています。〇〇委員さんは、トマトハウス栽培がメインなので、こちらを貸す土地は水田になっておりますから、そのまま〇〇さんが借り受けるかたちになっています。</p> <p>この件につきまして、賛成の方挙手を願います。</p> <p>挙手あり</p> <p>全員賛成ということで決定させていただきます。 それでは、〇〇さん、〇〇さんに戻っていただきます。</p> <p>【〇〇委員、〇〇委員着席】</p> <p>次に、報告第1号『令和4年度農地利用状況調査の結果について』を上程いたします。内容につきましては事務局より報告をお願いします。</p>
--	---

事務局 (振興係長)	<p>報告第1号農地利用状況調査結果について御説明いたします。</p> <p>委員の皆様には御多忙中、調査に御協力いただきありがとうございます。</p> <p>農地利用状況調査は遊休農地の実態把握や農地違反転用の発生防止等について、毎年1回の以上の調査を農地法改正により義務化されております。</p> <p>御手元の資料にある調査結果を御覧ください。</p> <p>調査の結果、現在農地台帳にある農地で、今年農耕利用していない様子の農地は39筆 93,172㎡ありました。そのうち休耕中などの農地は17筆で41,586㎡あり、この17筆については今後12月末に意向調査の文書を送付したいと考えています。</p> <p>残る22筆 51,586㎡のうち所有者が判明しているものは18筆 37,925㎡で、所有者が不明なものは4筆 13,661㎡となっております。所有者不明なものについてはなのですが、所有者が亡くなられて、相続登記が終わっていないものになっています。今後農地の区分や農地の状態も考慮しながら適切な事務処理を進めていきまして、非農地区分と判断されるものにつきましては、再度議案にてお渡しするものでございます。</p> <p>下の図につきましては、昨年度から変更となった農地利用状況調査に係る遊休農地の考え方について大まかにまとめたものとなっております。裏面は今後のスケジュールについてフローチャートにまとめたものです。先ほどもお話ししたとおり、17筆、所有者5名となっております。この利用状況調査につきましては、この農業委員会終了後に利用意向調査については12月末に文書にて発送する予定です。以上報告いたします。</p>
議長	<p>ただ今報告がございました。この件について、御意見、御質問等ございますか？所有者が不明と言うことで、現在の農業をやられている方で名義変更して、もしそういう方がいましたら農業委員会に相談していただき、速やかに名義変更していただくように、というお話であります。</p>
委員	<p>質問をしたいのですが。</p> <p>5人というのは、休農などの農地が5人ということですか？</p>
事務局 (農地係長)	<p>はい。そうです。</p> <p>その方々に意向調査の文書を発送する予定です。</p>
委員	<p>2年分、所有者が判明している方はどちらの方ですか？</p>

事務局 (農地係長)	そこには、まだ発送しません。
委員	何名分を発送しますか。
	わからないなら、後でも構いません。
議長	外にございますか？ないようでしたら、報告のとおり出して
	いただきます。
	次に報告第2号「現況証明書交付の報告について」を上程いたします。内容については事務局より報告願います。
事務局 (農地係長)	報告第2号「現況証明書交付の報告について」を御説明いたします。
	本件につきましては、小樽市農業委員会現況証明事務処理要綱第4条及び第8条の規定に基づき地区担当委員が現況を確認し、会長の専決処分により証明書を交付したものです。件数は、市街化区域内の土地が3件5筆、市街化調整区域の土地が1件5筆で、申請地付近に住む農業委員が現況を確認し、証明書を交付したものです。以上です。
議長	ただ今説明がございました。これにつきまして、御意見、御質問
	ございますか。よろしいですか。それでは報告のとおりさせていただきます。
	以上で、審議事項は終了いたしました。皆さんの方からこの議案に関係なくしてご意見があればお受けします。
	来年になりましたら、委員の改選も7月にございます。そういうことも委員の方々に頭に入れておいていただきたいと思います。外に何か御質問はありませんか？ないようでしたら事務局の方からお願いします。
事務局 (農地係)	北後志地方農業委員会連合会の研修会ということで資料をお配りしました。毎年視察研修を行っているのですが、コロナ感染症の影響で中止しておりまして、今年は2月3日にグランド
	パークで北海道農業会議の二本様をお迎えして、研修会を行うことといたしました。ご参加の方よろしくお願ひしたいと思います。
議長	北後志地方農業委員会連合会の余市の前事務長から聞いたと

<p>事務局 (農地係)</p>	<p>ころによりますと、後志連合会よりも北後志連合会の方が先にできた歴史があるとお聞きしまして、こちらでまとまってやっていたと思いますけど、過去2年間は、コロナの関係で集まるのはまずいのではないかと、言うことでやりませんでしたから。小樽の事務局が順番で、3年間何もしなかったため、小樽のホテルで開催することになりましたので、できるだけ多くの方に参加していただきたいと考えております。よろしく願いいたします。研修会に要する時間はどれくらいになりますか？</p>
<p>議長</p>	<p>時間は1時間半くらいを予定しております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、御協力のほどよろしく願いいたします。</p> <p>来月の農業委員会の時に、改めて出欠の確認をさせていただきますし、この日が空いているということであれば、事前に事務局の方へ行って下さればよろしいですよ。一応こちらの方では、他の北後志の皆様方には、12月の7日に連絡しまして、1月6日までに回答いただきたいということになっておりますけれど、本市の農業委員会に関しましては、今日皆様にお知らせして、来月の農業委員会までに決めていただければな、と思っております。出来れば、地元の開催なので、数多くの方に出席していただきたいと考えておりますので、御協力お願いいたします。</p> <p>最後に、あと一点、ご報告があります。</p> <p>以前からお話ししていただいている小樽市の化学肥料購入金支援金の給付事業について、改めて資料及び申請書をお手元にお配りしております。こちらで注意しておいていただきたいのは、小樽市の支援金の給付については、北海道の方で同様の支援金がございますので、そちらの方で許可を受けている方で、内容も同じで小樽市でも許可することになっておりますので、北海道の方はお忘れなく申請していただきたいと考えています。なお、北海道の締切が私どもで記憶では、今月一杯となっておりますので、その点お忘れなく手続きの方をお願いします。そちらの方で許可となりましたら、小樽市での締切が2月ですから十分間に合うと思っておりますので、その点、御注意願います。</p>
<p>議長</p>	<p>外に何かございますか？はい、どうぞ</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほど、〇〇委員から質問のありました所有者の判明してい</p>

(農地係長)	る 17, 18 筆につきましては、所有者 10 名となっております。
議 長	それでは、次回の委員会の予定についてご説明に入らせていただきます。
事 務 局 長	次回の委員会は、1 月 26 日の木曜日同刻で予定していますので、出席の方をお願いします。
議 長	本日の会議はこれにて閉会させていただきます。よいお年をお迎えください。
	(午前 10 時 20 分閉会)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。